

第8節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

1. 概要

審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人がどのような対応を行えばよいかを示すことができる場合は、積極的に出願人との間で意思疎通を図る。

意思疎通の手段としては、拒絶理由通知等における補正、分割等の示唆、面接や電話又はファクシミリによる連絡等(以下この部において「面接等」という。)がある。

また、審査官は、審査上必要と認める場合は、第194条第1項の規定に基づき、審査のために必要な書類その他の物件(以下この部において「書類等」という。)の提出を求めることができる。

2. 意思疎通の手段

2.1 拒絶理由通知等における補正、分割等の示唆

審査官は、拒絶理由通知等をする際、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をする。

なお、この示唆により何らかの法的効果が生じるというものではなく、補正、分割等については、出願人の意思、責任においてなされるべきものである。

補正の示唆が、複数の拒絶理由のうちの一部のみを解消するような示唆である場合は、審査官は、いずれの拒絶理由に関する示唆であるかを識別できるように記載する。

2.2 面接等

審査官は、出願人との間の意思疎通を円滑に行い、安定した権利の付与に資する場合は、積極的に面接等をする。面接等をする際は、「面接ガイドライン【特許審査編】」に基づいて行う。

審査官は、面接等をした場合は、手続の透明性を確保するために、面接記録又は対応記録を作成して公衆の閲覧に供する。

2.3 留意事項

本願の審査を担当する審査官が変更されても、変更後の審査官は、審査の継続性を維持、確保する運用がなされるように留意する。もし、変更前の審査官と異なる判断をする場合は、出願人に対して「不意打ち」とならないよう、拒絶理由通知又は拒絶査定をする前に、必要に応じ、出願人との意思疎通を図る。

3. 審査のために必要な書類等の提出の求め

審査官は、審査上必要と認める場合は、第 194 条第 1 項の規定に基づき、審査のために必要な書類等を出願人に求めることができる。

なお、審査官は、審査のために必要な書類等の提出の求めを、拒絶理由通知に付記する形で行うこともできる。

(留意事項)

提出された書類等は、明細書又は図面に代わるものではなく、審査上の参考資料にすぎないことに、審査官は留意する。